



# 十津川

「心身再生の郷」



ジュニアリーダー研修会【場所:体育文化センター駐車場】

◎特集

## 「人を守る。地域を守る。」

—もしものとき、「共助」で守る村民の命—

### 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



必ずくる。  
その時のために。

人を守る。

地域を守る。

**特集** もしものとき、「共助」で守る村民の命

地震や火事、豪雨被害などいつ起こるか分からない自然災害―。もしものときのために日々の備えが大切です。また、日頃から近くに困った人がいたら声をかけ、手を差し伸べる「共助」も必要になってきます。「共助」の村づくりのため、もしものときのため、自分自身が、地域ができることを考えてみませんか。





9月1日は「防災の日」と定められています。大正12年9月1日に起きた関東大震災にちなんで制定されました。また、台風の到来が多い時期でもあることから、「災害への備えを怠らないように」という戒めの意味も込められています。

## 台風による 十津川村への被害

記憶に新しい、昨年の8月から9月にかけて発生した20号、21号台風。特に25年ぶりに「非常に強い勢力」で日本に上陸した21号台風は、9月3日から5日にかけて暴風を伴った大雨をもたらし奈良県を襲いました。

十津川村でも、各地で土砂崩れや停電、浸水被害などが発生。大字迫西川では5世帯10人が一時孤立状態となり、奈良県の防災ヘリによる物資搬送も行われ、私たちにとって大きな爪痕を残した災害となりました。

## 経験を糧にする

昨年の台風被害からまもなく1年を迎え、防災についての意識は薄れてきているかもしれません。

もしものとき、それは突然やつてきます。大規模な災害が発生したときに重要なことは、行政と住民、住民と住民が手をとり助け合う、「自助・公助・共助」が何よりも大切になってきます。

## 自助・公助・共助

「自助」は自分自身で考え行動。もし、自分の力で困難な際は行政が助ける「公助」となりますが、限界があります。そこで地域が助け合う「共助」が重要になります。

もし災害が発生したときに地域が一丸となり、私たちに何ができるのか。村の防災のために尽力する人たちを紹介しながら、一緒に考えるのが今回の特集です。

## 日頃から備える

災害が起きたときの行動を日頃から確認しないと、いざという時には動けません。次の5つの対策を確認しましょう。



- ① 非常持ち出し品を準備し、すぐ持ち出せるようにしておく。
- ② 家の中の避難路を確保する。家具の転倒、落下防止対策をする。
- ③ 停電した電気が復旧した後に起こる「通電火災」を防ぐ対策をする。
- ④ 地区の避難所を確認する。
- ⑤ 家族で合流できるように、集合場所や連絡方法を普段から確認しておく。

村を愛し、村を守り続ける

# 消防団として 防災士として 村民として

十津川村には消防士や消防団、防災士などの減災・防災に取り組む地域の人々がいます。

今回は十津川村消防団副団長であり、村で唯一の「防災士」でもある、佐古金二郎さんに、日頃の活動や村への想いについて聞きました。

## 防災士 — 地域をつなぐ —

【防災講演】や【災害図上訓練】、【避難所訓練のリーダー】などの役割を担い、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加します。

防災士は救命救急や様々な防災知識はもちろん、災害訓練や避難所などで、現場のリーダーとなることも求められます。現在、十津川村の防災士は私しかいませんが、防災士を目指す人が今後増えれば、地域の防災力強化に繋がると感じます。

## 今こそ地域の力が必要

災害に直面したとき、地域住民が協力して「自分たちの地域を自分で守る」組織である自主防災組織が機能するかが重要になってきます。村内にも自主防災組織はありますが、実際に災害が発生した際に機能する組織は少ないと思います。今後は自主防災組織の強化が必要だと感じます。

村民の皆さん一人ひとりができることもあります。例えば、災害が発生したときのために、



十津川村消防団副団長・防災士  
佐古 金二郎さん

十津川村でただ一人、防災士協会に所属する防災士。学校や自治会などで防災・減災の講習などを行い、村民の防災意識向上を目指し奔走している。

## 消防団 — 地域を守る —

【火災・災害発生時の消火・救助活動】や【春・秋の全国火災予防週間のパトロール】、【年末の夜間警戒】など、消防団の活動内容は多岐にわたります。

火災や災害発生時には、仕事中でも現場に駆けつけ、消防職員とともに消火・救助活動に従事します。

「村の命と財産を守る」。これは消防団の使命であり、危険な現場で活動を行う際の、モチベーションにもなります。

家族で集合場所を決める。早めの避難を心がける。そうすれば安否確認をスムーズに行えます。

また、日頃から近隣の人とあいさつやコミュニケーションを図ることで、災害により避難が必要になった場合、お互いに助け合うことが期待できます。

日頃から防災について家族や近隣の人と話してもらえばと思います。

## 【防災士を目指しませんか】

奈良県では自主防犯・防災リーダー研修【防災士養成講座】の参加者を募集しています。申込期限は8月23日(金)までです。

研修の日時や申込方法、その他詳細については左記までお問い合わせください。

「お問い合わせ」

奈良県安全・安心まちづくり推進課

☎0742-222-1101

または0742-2708576

E-mail: [http://www.](http://www.pref.nara.jp/6448.htm)

[pref.nara.jp/6448.htm](http://www.pref.nara.jp/6448.htm)



# 十津川村防災システム基本方針を策定

十津川村では、近年の自然災害の多発化、南海トラフ大地震の発生確率が高まっていることを受け、村民の命を守るための防災の考え方を見直し、その基本的な方針として「防災システム基本方針」を策定しました。

## —主な特徴—

### ① 「分散型」のシステム

集落が分散している十津川村では、現行の防災拠点となっている村役場だけを災害から守っても災害支援を十分に行うことはできません。分散した集落で暮らす村民の情報伝達、人的支援や物資の配送、身近な避難所、物資備蓄所などを確保するため、各地域に防災拠点を整備していきます。

### ② 「大字を基本」としたシステム

十津川村には、村民が災害時に避難の手助けや道の補修などを行う助け合い支え合いの精神があり、大字単位での優れた共同体としてのまとまりがあります。大字単位での助け合いの仕組みを基本とし、防災対策を考え、その機能を強化します。

### ③ 「自律共助の仕組みを強化」するシステム

それぞれの大字ごとで異なった年齢構造があり、今後も変化していく可能性があります。そのため、大字ごとの特性に配慮した対応が必要となります。大字の特性に配慮しながら、村民が持つ助け合い支え合う「共助」の力を強化する防災体制を整えます。

## 村の防災対策

### ◇防災倉庫

災害時に備え、村内10か所に防災倉庫を整備し、備蓄をしています。令和元年8月現在の各防災倉庫の収納器具は右記のとおりです。

### ◇防災行政無線

村内各戸に防災行政無線を設置しており、正午と午後5時のチャイム、夜の定時放送を行っています。災害などの緊急時には臨時放送を行います。(なお、来年4月から新たな情報伝達システムに代わります)

### ◇衛星携帯電話

停電により自宅の電話や携帯電話などが通信できなくなった時の通信機器として使用できます。各大字に1台配備しています。

防災倉庫収納器具 令和元年8月現在	
プロパンガス発電機	3台
LED投光器セット	3台
LED3電源充電ランタン	10個
備蓄用簡易トイレ	5台
簡易トイレ ベンリー袋(100セット)	2袋
イーゼートイレテント	5台



防災倉庫



防災行政無線



衛星携帯電話



災害が発生したとき、すぐには行政の支援を受けられないことも想定されます。その時は、地域住民が自発的に避難行動をとったり、お互いに助け合い、捜索救助活動、避難誘導、避難所運営などを行うことが重要となります。自分や家族、近隣住民で力を合わせ、できることを考えることが不可欠です。

近年、人間関係の希薄化が進み、人口減少や平均年齢の上昇などで地域コミュニティの脆弱化が懸念されています。地域防災力を向上させるため、地域で防災について関心を持ち、地域が地域を守る取り組みを普段から持つことも求められています。

今後、もしも大災害が発生したとき、自分の命、地域の命を守るために、防災の日を機会に一度防災について家族や近所を考えてみませんか。

# 議会だより

## 第2回定例会

6月13日と14日の2日間、令和元年十津川村議会「第2回定例会」が開催され、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議しました。一般質問では、3人の議員が村政全般について質問を行いました。今回審議した内容は、次のとおりです。

### 報告

#### ●繰越明許費繰越計算書について

地方自治法の規定に基づき、令和元年度に繰り越された一般会計、3億7,928万5千円及び貯木場等維持管理事業特別会計、1,266万6千円について、報告を受けました。

### 補正予算

#### ●令和元年度十津川村一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ4,860万円を追加し、総額を60億1,060万円としました。

#### ●令和元年度十津川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ32万4千円を追加し、総額を6億9,286万3千円としました。

### 条例改正

#### ●十津川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例

10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改めました。

#### ●十津川村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

#### ●十津川村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

#### ●十津川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

未就学児に対する福祉医療費の※**現物給付**が開始されることに伴い、右記3つの条例の一部を改めました。

※**福祉医療の受給資格証に記載された一部負担金を、医療機関などの窓口で支払うこと。**

### 契約

#### ●工事請負契約の締結について

※契約の目的  
十津川第二小学校改修工事  
※契約の方法  
指名競争入札  
※契約の金額  
6,210万円  
※契約の相手方  
藤村建設株式会社

#### ●製造請負契約の締結について

※契約の目的  
十津川村情報伝達システム整備業務委託  
※契約の方法  
随意契約  
※契約の金額  
1億3,354万円  
※契約の相手方  
株式会社デンソー

#### ●塵芥車の購入について

※車名及び車種  
日野 デュトロ 塵芥車  
※数量  
1台  
※契約の方法  
指名競争入札  
※契約の金額  
642万4千円

※契約の相手方  
奈良日野自動車株式会社

#### ●パーソナルコンピュータの購入について

※機種及び数量  
ノートパソコン 40台  
デスクトップパソコン 1台  
サーバー専用機 1台  
その他 一式

※契約の方法  
指名競争入札  
※契約の金額  
847万8千円

※契約の相手方  
キステム株式会社 奈良本社

### 議員提出議案

#### ●所得税法第56条の見直しを求める意見書について

中小企業を営む事業主の家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう意見書が提出され、全会一致で可決しました。



## 一般質問

▼質問 簡易水道・共同飲料水等の維持管理についてお伺いします。  
(千葉 浩一議員)

▼答弁 平谷、折立、小原、上野地のような直営管理の水道が4か所、地元管理の簡易水道が6所、飲料水供給施設が4か所、共同飲料水及び個人で整備されている水道が170か所で、合計184か所の水道施設が、今後、村の維持管理が必要な対象個所だと考えています。

これらの施設については、平成29年から30年にかけて、2人の集落支援員などに調査を行っていただきました。



施設で、維持管理が大変になってくると考えられます。できるだけ多くの軒数で集まっていたり、ただ多くとして、施設整備が進められるよう順次取り組んでいるところでは。

▼質問 特定の国の地域と交流を図りながら、労働力の確保をすることは考えられないかお伺いします。  
(温井 利一議員)

▼答弁 国では、外国人就労の拡大を狙った新たな在留資格を創設するとし、外国人労働者の受け入れを進めています。

本村もこれだけ高齢化して人口減少する中で、特定の国にかかわらず、外国人労働者ということの視野は必要ではないかと思えます。

平成16年に紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産に登録され、世界遺産を歩く外国人観光客も年々増加しています。特に今、ヨーロッパ系の人たちが本

当に多く歩かれています。  
スペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラや我々の紀伊山

地の霊場と参詣道を守るという観点で国と連携し、また、東南アジアは最近大変目覚ましい発展を遂げておりますので、交流していく必要があると考えます。

▼質問 ふるさと納税についてお伺いします。  
(井向 久昭議員)

▼答弁 平成20年度から平成30年度までのふるさと納税の申込件数は、536件、寄付金総額は、1,920万3,841円です。

村のホームページに寄付金額やその用途を公表しています。が、これまで、移住・定住対策及び地域の活性化に繋げるための施策に活用しています。

返礼品については、現在1万円以上の寄付に対して、きのこ詰め合わせ、木製クリップボード、ハツ頭焼酎いものかぶ、柚子ぼんしょうゆ及び鮎あぶりセツトの4点から、132万円を超える高額な寄付には、TOTSUKAWA LIVINGシリーズから木製チェア、木製ソファ及び木製囲炉裏テーブルの

3点から、それぞれ寄付金額の30%以内相当額の品を用意しています。

今後も、十津川村をより多くの方に知っていただき、移住・定住を促進するツールの一つとして、優良特産品やジビエ、村内宿泊施設の宿泊券など地場産品を返礼品として追加登録できるように努めてまいります。

## 中南議長20年表彰

6月13日、中南議長が議員生活20年(5期)の永年在職議員の表彰を受けました。



平成30年度

# 村の家計簿

平成30年度にどのようなお金が村に入り、どのようなことにお金が使われたのか、村の家計簿（決算）を見てみましょう。

## 歳入（平成30年度一般会計決算額）

財源区分	内 訳	歳入金額
自主財源 村が自主的に 収入できるお金	村 税	7億4,448万3千円
	分担金及び負担金	123万7千円
	使用料及び手数料	1億213万7千円
	財産収入	6,522万5千円
	寄附金	264万7千円
	繰入金	1億6,255万1千円
	繰越金	3億1,969万7千円
	諸収入	2億6,428万1千円
依存財源 国や県などから 交付または割り 当てられるお金	地方譲与税	6,327万5千円
	地方交付税	25億5,122万8千円
	国庫支出金	5億6,877万5千円
	県支出金	2億5,505万2千円
	村債 その他	9,145万1千円
合 計		57億5,379万4千円

歳入と歳出の差額1億3,902万1千円は令和元年度に繰り越しています。

### 村税の内訳

村民税	1億5,961万3千円
固定資産税	5億5,450万3千円
軽自動車税	1,283万9千円
村たばこ税	1,450万8千円
入湯税	302万円

## 歳出（平成30年度一般会計決算額）

内 訳	歳出金額
議会費	6,840万6千円
総務費	10億63万6千円
民生費	7億6,023万円
衛生費	8億2,401万7千円
農林水産業費	5億764万6千円
商工費	2億4,259万9千円
土木費	7億8,382万1千円
消防費	2億9,149万4千円
教育費	2億8,746万円
災害復旧費	1億6,259万5千円
公債費	6億8,586万9千円
合 計	56億1,477万3千円



### ○平成30年度の主な事業

新たな集落づくり基本構想・基本計画策定事業	961万円
西川プロジェクト調査事業	522万円
森林植物公園整備委託事業	497万円
空き家バンク活用支援事業	984万円
空き家等解体事業	1,402万円
十津川高等学校支援補助	975万円
高森の郷改修事業	1,234万円
中串残土処分場整備事業	1億6,852万円
永井・重里・玉垣内水道整備事業	1億960万円
共同飲料水供給施設整備補助	4,053万円
森林の肉加工施設整備事業補助	1,500万円
村有林事業	9,058万円
林道整備事業	1億9,332万円
森林整備事業	8,477万円
がんばる事業者応援補助事業	509万円
路線バス活用誘客促進事業	1,224万円
ホテル昴改修事業	2,406万円
村道整備事業	6億8,852万円
防災体制整備事業	1,425万円
ヘリポート整備事業	1,084万円
村史編さん事業	1,039万円

### 用語解説（一ロメモ）

〔歳入〕

▼地方交付税：地方交付税は、全国の市町村の行政を一定の水準に保つために、税収の少ない市町村に国が不足分を交付するお金

▼村税：村民の皆さんや法人などから納めていただくお金

▼使用料及び手数料：施設の使用や特定のサービスに対し負担していただくお金

▼国庫支出金：特定の事業を行うために、国から交付されるお金



## 特別会計(平成30年度決算額)

内 訳	歳入金額	歳出金額
国民健康保険事業	4億2,664万8千円	4億1,878万3千円
後期高齢者医療事業	5,975万2千円	5,967万6千円
国保診療所事業	1億9,409万6千円	1億9,409万6千円
介護保険事業	6億7,545万5千円	6億6,786万5千円
簡易水道事業	2億4,575万7千円	2億4,575万7千円
貯木場等維持管理事業	4億179万円	4億179万円
十津川温泉事業	3,124万9千円	3,124万9千円
湯泉地温泉事業	2,378万3千円	2,143万9千円
財産区大字迫西川	318万8千円	318万8千円
合 計	20億6,171万8千円	20億4,384万3千円

うちの家計簿も  
つけないとね



特別会計とは、国民健康保険や介護保険など、一般会計と区別する必要がある特定事業の会計です。

保険料や使用料などの特定の収入が財源になります。

## 基金(平成30年度末現在高)

内 訳	平成30年度末現在高
財政調整基金	15億7,388万4千円
減債基金	7億3,293万7千円
地域福祉基金	1億5,867万7千円
水と土保全基金	1,000万円
奨学基金	1,000万円
災害対策基金	1億9,356万7千円
漁業基金	4,140万円
ふるさと基金	3億2,889万3千円
林業振興基金	3億1,732万2千円
公共施設整備基金	4億692万6千円
旧貯木場運営基金	22億6,920万5千円
土地開発基金	8,483万1千円
高額療養費貸付基金	300万円
合 計	61億3,064万2千円

特定の目的のために財産(現金、土地、物品など)を維持・運用するために条例または法律によって設置されるものです。家計で言えば、貯金にあたります。



## 村債(平成30年度末借入残高)

内 訳	平成30年度末借入残高
一般公共事業債	470万円
公営住宅建設事業債	2,300万8千円
災害復旧事業債	1億1,914万円
学校教育施設等整備事業債	1,312万2千円
一般廃棄物処理事業債	5,239万円
一般補助施設整備等事業債	397万5千円
臨時地方道整備事業債	5,941万円
緊急防災・減災事業債	1,860万円
辺地対策事業債	357万6千円
過疎対策事業債	41億2,652万8千円
財源対策債	2,002万6千円
臨時財政対策債	22億391万5千円
介護サービス施設整備事業債	445万5千円
病院事業債	3,900万円
簡易水道事業債(一般会計)	4,450万円
簡易水道事業債	19億1,818万3千円
合 計	86億5,452万8千円

村債は、国や金融機関などから長期に借り入れる資金のことです。村が借り入れをする理由として、道路や大規模な施設の建設に多額の費用がかかり、その年の収入だけで賄うことができないことや、長期にわたって利用するため、あとの世代の人にも公平に負担してもらおうことが挙げられます。しかし、村債はあくまでも借金であるため、将来必ず返さなければいけません。村債残高が増えることは、財政運営の硬直化につながりかねません。

- ▼地方譲与税：本来地方税として徴収すべき税を国税として徴収し譲与されるお金
- ▼歳出
- ▼議会費：議会の活動にかかる経費
  - ▼総務費：全般的な管理事務、徴税、戸籍、選挙事務などの経費
  - ▼民生費：高齢者・障がい者福祉子育て支援、生活保護などの経費
  - ▼衛生費：保健・環境衛生、ごみ処理、し尿処理などの経費
  - ▼農林水産業費：農林水産業の振興、生産基盤整備などの経費
  - ▼商工費：商工業の振興、観光の振興などの経費
  - ▼土木費：道路、河川、住宅の管理や整備などの経費
  - ▼消防費：消防・防災活動、防災基盤の整備などの経費
  - ▼教育費：学校・社会教育の充実や文化・スポーツ振興などの経費
  - ▼災害復旧費：被災した施設などの復旧にかかる経費
  - ▼公債費：公共事業などで多額の資金が必要なときに借り入れた長期借入金の返済金
- 【補足】
- ▼掲載している決算額は、9月に予定されている第3回村議会定例会で承認されてから正式に決定となります。



# 交流保育

# 夏祭り



6月21日に、十津川村民ひろば体育館(大字折立)で、村内の保育所の交流保育が行われました。

上野地保育所、小原保育所、みどり保育所の児童が、他の園児と一緒にヨーヨー釣り、やさかな釣り、射的を楽しみました。  
児童のみんなは、一足先に夏を楽しみました。







## 「日本で最も美しい村」連合定期総会が吉野町で開催



- ↑ 連合加盟町村が一堂に会し、意見を交わした。
- ↓ 交流会では、地元食材を使った料理をふるまい、親睦を深めた。



6月28日に十津川村が加盟している「日本で最も美しい村」連合の定期総会・フェスティバルが吉野町で開催され、更谷村長らが出席しました。

総会では、観光振興で活躍されている、JTICSWISS代表の山田桂一郎さんによる基調講演や連合に加盟している吉野町・十津川村・曾爾村による事例紹介、パネルディスカッションも行われ、連合の活動や地域の活性化について話し合いました。

総会後には、交流会が催され、連合加盟町村の地元食材を使った料理が振る舞われました。十津川村からは、地域おこし協力隊と集落支援員が「アマゴのあんかけ」を提供し、他の加盟町村の関係者と交流を深めました。

## 泉南イオンモール観光PR



7月6日と7日にイオンモールりんくう泉南で「関西国際空港から始まる聖地熊野への旅」観光キャンペーンが行われました。

十津川村と大阪府泉南市、和歌山県田辺市は平成28年度より「超広域連携観光協議会」を立ち上げ、「関空」を起点に「熊野」へ向かう、広域観光圏ルートをPRしています。

今回は関空のインバウンドを含めた京阪神からの誘客を目指し、観光パンフレットの設置やプロモーション映像の放映、ご当地キャラとの撮影会が行われました。

当日は、子ども連れの家族や外国人旅行者など多くの人が訪れ、にぎわっていました。

## 源泉かけ流しサミット



6月27日と28日にホテル昴で「第15回日本源泉かけ流し温泉サミット in 十津川」が十津川村観光協会主催で開催され、更谷村長らが出席しました。

サミットでは、温泉学者の松田忠徳さんによる基調講演が行われ、平成27年度に実施された十津川温泉郷の実証実験の結果や温泉入浴による療養効果などについて語られました。

講演後には交流会が催され、本村の地元食材を使った料理が振る舞われ、他地域の日本源泉かけ流し温泉協会関係者と親睦を深めました。





## 新十津川町開町129年記念式典



十津川村 更谷村長



新十津川町 熊田町長



新十津川町神社にて公式参拝

6月20日、北海道新十津川町の誕生を記念する「新十津川町開町129年式典」が菊水公園で行われました。

式典には、奈良県村井副知事、森山県議会副議長、五條市太田市長、平岡市議会議長、本村からは更谷村長、中南村議会議長などが出席しました。

開拓先人の苦勞を偲び、その功績を讃え感謝と敬意を表すとともに母県・母村との絆も改めて確認するなど、大変意義深い式典でした。

式典の前日には、出雲大社、当日の朝には、新十津川神社(旧玉置神社)に参拝を行いました。

## 十津川村と新十津川町をPR!

～まほろばキッチン三者物産販売～



7月13日と14日、檜原市のJAまほろばキッチンで、奈良県の協力により、十津川村と新十津川町の共同物産展が行われました。

十津川村からは、「きのこ・さしみこんにやく・卵」、新十津川町からは、「メロン・トマト・トマトジュース・ゼリー・ソーセージ」が販売されました。

新十津川町の「なめこポロニア」は、十津川村産の「なめこ」を使ったソーセージで、両町村の優良特産品を組み合わせた新商品が今回初登場しました。

物産展は2日とも大盛況で、両町村を多くの人に知ってもらおう機会となりました。





## 南十津川少年剣道クラブ 試合結果

### — 乾さくらさん2大会で優勝 —

6月2日、奈良市のならでん武道場で「第18回奈良県道場少年剣道大会」が行われ、十津川村からは南十津川少年剣道クラブが出場しました。

個人戦・団体戦に出場し、個人戦中学生女子の部では乾さくらさんが優勝されました。この結果、12月22日に新潟県立武道館で行われる、「全国道場小・中学生剣道選手権大会」第37回中学生女子の部の



出場選手に選ばれました。また、乾さんは6月23日に同会場で行われた、「第14回奈良県少年剣道選手権大会」にも出場し、個人戦中学生女子の部で優勝されました。



## 人権擁護委員



**法務大臣感謝状受賞**

7月18日、役場村長室で奈良地方法務局五條支局長から、佐古金一さん(平谷)に「法務大臣感謝状」が授与されました。

佐古さんは平成22年7月1日から本年6月30日までの3期、9年間にわたり人権擁護委員の職につかれ、その功績が称えられたの受賞となりました。

佐古さん受賞おめでとうございます。

## 村民集会・人権講演会



7月6日、住民ホールで差別をなくす村民集会と人権講演会が行われました。

人権講演会では、落語家の桂福点さんを講師として、「大笑いゼーションでノーマライゼーション」のテーマでお話いただきました。

福点さんは、生後すぐ先天性緑内障と診断され、数回の手術、小学校時代のいじめの経験といった幼少期の話や笑いの大切さに出会った体験を話されました。

# 教育だより

第131号

【お問い合わせ】  
村教育委員会事務局  
TEL  
0746(62)0067



## ジュニアリーダー研修会

十津川村子ども会連絡協議会 主催

7月13日から14日にかけて、  
体育文化センターで第44回ジュニアリーダー研修会が開催されました。研修会には、村内の小  
学4年生から6年生までの36人  
が参加しました。  
研修会では、火おこしや焚き  
付けづくりから行う自炊活動、  
草木の葉や花の形を布に写し取  
る「たたき染め」などの活動に取  
り組みました。  
火おこしでは、木の棒を回転  
させて火種を取る「舞ざり式」の  
火おこしに挑戦しました。湿度  
が高く、中々火がつかない班も  
ありましたが、最後には全ての  
班が自力で火をつけることがで  
きました。  
また、十津川村青年団員もリ  
ーダーとして参加しました。研  
修の指導を行いながら、子ども  
達との交流を深めました。  
最後までやりきることを目標  
として、有意義な2日間を過ご  
すことができました。

## お知らせ

### 人権映画 上映会

激動の時代を懸命に生  
き抜いた親子の物語ー



### 北の桜守

【日】8月23日(金)

上映:13時30分~

【場】役場 住民ホール

\* 入場無料 \*

## 新十津川町の児童生徒が母村訪問

「十津川」の歴史・文化を学ぶ3泊4日



7月23日から26日ま  
で、北海道新十津川町  
から小学5年生(24人)  
と中学1年生(4人)の  
児童生徒、そして教職  
員(6人)らが来村し、  
村の小中学生との交流  
を行ったほか、水害慰  
霊碑や玉置神社、歴史  
民俗資料館などを訪れ  
て、「母村」の歴史や文  
化を学びました。



### ◆新着おすすめ図書◆

#### 児童

『わけあって絶滅しました。』

世界おもしろ

絶滅した生きもの図鑑

丸山貴史／著 今泉忠明／監修  
サトウマシロ／イラスト



不器用だったり、不運だったり。  
いろいろな生き物が絶滅した理由を、  
大きさ・生息地などの基本データやイ  
ラストとともに紹介。

#### 一般

『ヘミングウェイで学ぶ英文法』  
倉林秀男 河田英介／著



平易な語彙で書かれたヘミングウェイ  
の短編を通じて、文法に関する知識を  
深めながら、「作品を読み通す喜び」を  
味わえる英語学習書。



### のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。  
図書の貸出しや資料の閲覧を行っ  
ています。

開館/平日 8:30~17:15

休館/役場の閉庁日

◆貸出上限 ひとり5冊

◆貸出期間 3週間まで



## 学校行事



救急救命講習  
6月20日に本校体育館で  
普通救命講習を行いました。  
五條消防十津川分署の  
職員を講師に招き、1年生  
を対象に学校生活や日常生  
活の様々な場面で、救急時  
にいち早く対応し、救命活  
動が行えることを目的に講  
習を行いました。  
生徒たちは心肺蘇生やA  
EDの取り扱いについて学  
び、受講後には、修了証を受  
け取りました。



花いっぱい運動  
6月26日に生徒たちが放  
課後、本校正面玄関前の花  
壇に、ヒマワリの種をたくさ  
ん植えました。  
毎年「花いっぱい運動」に取  
り組み、校内のいろいろな所  
に花を植えています。今年  
も綺麗な花が元気よくいっば  
いに咲くのが楽しみです。



野球応援  
7月21日に行われた、第1  
01回全国高等学校野球選  
手権奈良大会の2回戦の応  
援を行いました。例年1年  
生は全員参加ですが、今年  
は雨で試合が順延した影響  
もあり、全員参加とはいきま  
せんでした。しかし、多くの  
生徒たちの参加を得て、仲  
間たちのプレーに熱い声援  
を送りました。音楽部の生  
徒たちもブラスバンドとし  
て力強い応援をしました。

## 部活動報告

### 硬式野球部

7月21日に佐藤薬品スタジアムで行われた第101回全国高等学校野球選手権奈良大会に出場し、県立橿原高校と対戦しました。結果は0対10で敗れましたが、選手たちは最後まで諦めることなく精一杯プレーしました。多くの方々に応援をいただき本当にありがとうございました。

### ボート部

6月8日と9日に大阪府浜寺漕艇場で行われた第70回近畿高等学校ボート選手権大会に出場しました。男子シングルスカルで3年生の上山雄也さん、2年生の丸山光喜さん、福崎龍之介さんが近畿各府県の強豪と対戦し、準決勝に進出しました。惜しくも決勝進出はなりませんでしたが、精一杯頑張ってくれました。今後とも応援をよろしくお願いいたします。



# 情報広場です

マークの見方 申し込み 日時 場所 お問い合わせ

## お知らせ

### 【関西電力からのお知らせ】

**絶対に触らないでください！**

台風などによる強い雨風や、地震によって切れた電線、折れた電柱は、感電の恐れがあり大変危険です。絶対に近づいたり、触れたりせずに、関西電力までご連絡ください。

また、家の外へ避難する際は、通電火災を防ぐため、家の中にあるブレーカーを切って避難してください。

### 「停電情報アプリ」ができました

スマートフォンなどにアプリをダウンロードすることで、外出中でも、自宅がある地区※でおこった停電情報（停電の発生時間「復旧見通し」など）を確認することができます。

最大10地区※までの情報を確認できますので、災害時などご家族の安全確認にもお役立ていただけます。

### 関西電力株式会社

停電時、電気設備

☎08000・777・3080-1

電気の契約、電気料金

☎08000・777・880-10

まずは、無料\*アプリをダウンロード

**関西停電情報** ※別途通信料がかかります。

iPhone・iPadをご利用の方 Androidをご利用の方

App Store からダウンロード Google Play 無料で入手

## 募集

### 【子どもの人権に関わる無料相談】

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関わる問題の解決を図るため、人権擁護委員及び法務局職員が無料・秘密厳守で相談に応じます。

### 〈対象〉

県内在住の児童・生徒及びその保護者

☎ 全国斉「子どもの人権110番」0120・007・110

☎ 8月29日(木)～9月4日(水) 午前8時30分～午後7時まで

☎ 奈良地方方法務局 人権擁護課 0742・233・5457

### 【元気づくり支援事業補助金の募集】

地域の元気づくりなどの活性化を図る取組に係る費用の一部を補助します。

### 〈対象〉

- ①大字または区
- ②村内を拠点とする5人以上の団体

### 〈補助額〉

事業経費の90%の額とし、上限100万円

☎ 8月30日(金)まで

☎ 総務課 企画グループ

☎ 0746・622・0910

### 【令和2年版 奈良県民手帳】

奈良県統計協会が発行する「令和2年版奈良県民手帳」の予約受付を開始します。

1冊500円で販売します。色は、すはくと黒の二色から選べます。

手帳には、奈良県内の官公庁、救急医療施設などの所在地、電話番号、市町村の郵便番号など、生活に便利な情報が満載です。

☎ 8月30日(金)まで

☎ 総務課 企画グループ 0746・622・0910

※配布は11月を予定しています。



役場代表  
電話 0746(62)0001  
FAX 0746(62)0210  
IP70 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

庁舎2階  
総務(総務・防災)62-0001  
(企画)62-0910  
産業(観光)62-0004  
(農業)62-0005  
(林業)62-0909  
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階  
住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0033(直通)  
(道路)62-0904  
(ダム)62-0907  
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902  
施設 62-0905  
納納 62-0906  
庁舎3階  
議会事務局 62-0002

衛生センター 63-0391  
小原診療所 63-0040  
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291  
上野地診療所 68-0207  
体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200  
泉湯 62-0090  
温泉プール 64-0762  
北部保健センター 68-0017  
十津川警察庁舎 63-0110

森林館(古ル野) 62-0567  
滝の湯 62-0400  
高森の郷 64-1800  
森林組合 64-0301  
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003  
庵の湯 64-1100  
社会福祉協議会 64-0666  
商工会 62-0132  
五條消防大塔分署 0747-36-0317





# 十津川村職員募集

**1次試験日：10月20日(日)**  
**試験会場：十津川村役場**  
**受付期間：9月3日(火)～9月20日(金)必着**  
**提出先：十津川村役場 総務課**

職種	資格等 ( 抜 粋 )	採用予定人数
一般事務職	昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等を卒業した人、又は令和2年3月末までに卒業見込の人、若しくは高等学校卒と同等の学力を有する人	若干名
土木技術職 (村単独試験)	昭和45年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で以降の条件を満たす人 ①大学・短大・高等学校・専門学校等の土木技術系の学科を卒業した人、若しくは令和2年3月末までに卒業見込の人 ②2級土木施工管理技士以上の資格を有する人 ③地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。 ④普通自動車運転免許を取得している人、又は採用までに取得見込の人	若干名
土木技術職 (県共同試験)	※欄外をご覧ください。	2名程度
建築技術職	昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、大学・短大・高等学校・専門学校等の建築技術系の学科を卒業した人、若しくは令和2年3月末までに卒業見込の人、又は1級建築士、2級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)のいずれかの資格を有する人	若干名
保育士	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、又は令和2年3月末までに保育士の資格を取得見込の人	若干名

**【詳細】役場ホームページ** <https://www.vill.totsukawa.lg.jp/>  
**【お問い合わせ】総務課** ☎0746-62-0001

## 土木技術職員

(奈良県との共同試験実施)

**【1次試験日】** 9月29日(日)  
**【試験会場】** 奈良県立畝傍高等学校[奈良会場]  
 明治学院大学[東京会場]  
**【受付期間】** 8月20日(火)午前9時～9月9日(月)正午  
**【お問い合わせ】** 奈良県人事委員会事務局  
 ☎0742-20-4430  
<http://www.pref.nara.jp/42115.htm>





## ホテル昴30年の歩み —十津川村のおもてなし—

平成元年7月20日、「十津川村観光基本計画」に基づき、雇用創出や地場産業の振興発展、村民の余暇レクリエーションの施設として「ホテル昴」は開業しました。その日から30年あまり—十津川村を訪れる多くの旅行者客を迎え、もてなしてきました。

開業30周年を迎えた今年の7月11日、ホテル昴で記念式典が行われ、観光開発株式会社社長の更谷村長をはじめ、ホテル昴の経営に係る多くの関係者や従業員、地元住民が一堂に集まり、これまでの歩みを振り返るとともに、体験型観光への対応などさらなる飛躍を誓いました。

三浦総支配人からは「従業員の募集を行っているが人手がないのが現状。経営努力を怠らず歴史あるホテルを守っていききたい。」と述べられました。

## —開業30年の歴史—

昭和61年度

温泉プール完成

平成元年度

温泉保養館、ホテル昴オープン

平成10年度

野外ステージ新築

平成11年度

昴10周年記念  
野外ステージこけら落としイベント

平成18年度

西村京太郎著「十津川村天誅殺人事件」の出版を記念して、特別展示コーナーを設置

平成26年度

インテリアデザイナー「岩倉榮利氏」デザインの「TOTSUKAWA LIVING」家具の常設展示をロビーにて開始

平成28年度

総宿泊者数が40万人を突破

平成29年度

ミシュランガイド【奈良県版】に掲載





—優良特産品の現場から— vol.4

「十津川村優良特産品」の生産者の皆さんを紹介します。



優良特産品：放牧鶏卵  
生産者：澤渡 成文 さん  
☎090-9068-7263

“澤渡さんに聞いてみました”

Q.「放牧鶏卵」を始めたきっかけは？

「放し飼いの卵なら需要があるのでは？」と思ひ「まほろばキッチン檀原市」に出品し始めたことがきっかけです。現在は、和歌山県、大阪府、京都府の産地直結のお店でも扱っています。

Q. 特産品を販売する上で気を付けていることは？

鶏には抗生物質の含まない飼料を与えており、放し飼いとあわせて、より自然体で育てています。今後も餌はこだわりの続けたいと思っています。

Q. 困っている点は？

鶏は夜明け頃鳴き出すと聞いていましたが、実際は毎日夜中の2時ごろから50～60羽近くの雄鶏が二斉に鳴き出します。今は慣れましたが、飼いはじめは苦痛の日々でした。

Q. 優良特産品のPRポイントは？

日本一広い山間地、十津川村の大自然の中、自由に生きている鶏の「放し飼いの卵」について皆さんにご覧いただきたいです。飼育場の見学もできますので、ぜひ遊びに来てください。



放し飼いにより、ストレスなく暮らしている鶏



“放牧鶏卵”



## 不妊治療費等の助成について

村では、出産を希望する夫婦で一般不妊治療、特定不妊治療または不育治療を受けられた人を対象に、その経済的負担の軽減を図るため、治療費などを助成する事業を行っています。

対象者	次のすべてに該当する人 ・申請日において夫または妻が十津川村に住民票があり、かつ今後十津川村に5年以上居住予定の人 ・不妊症または不育症と診断され治療を受けている人 ・村税や保険料(税)を滞納していない人
助成金	・1人 上限100,000円 夫婦で治療している場合、夫10万円まで、妻10万円まで、合計20万円までを補助します
対象となる治療	・一般不妊治療 ・特定不妊治療 ・不育治療 ※医療機関の指定はありません

※県の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の補助を受けていても、村での補助は受けられますので、詳しくはお問い合わせください。

## 熱中症 ～思い当たることはありませんか？～

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です

### こまめに水分を取っていますか？

- × のどの渇きを感じない
- × 夜中にトイレに行くのが面倒だ

高齢者は、加齢によりのどの渇きに対する感覚が鈍くなりますので、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給をしましょう。

また、体に必要な水分の補給を我慢することは、特に危険です。



### 暑さに強いから大丈夫？

- × 暑さをあまり感じない
- × 汗をあまりかかない

高齢者は、暑さに対する感覚が鈍くなり、発汗など体から熱を逃がす機能も低下します。

暑い日は無理をしない、室内でも温湿度計を置き、部屋の温湿度が上がりすぎているか確認するなど注意しましょう。



### エアコンを上手に使っていますか？

- × エアコンは体が冷えるから嫌だ
- × エアコンなどが使えない



エアコンや扇風機は、温湿度設定に気を付けたり、体に直接あたらないよう風向きを工夫すると、体が冷え過ぎず快適に使うことができます。

これらが使えない場合は、シャワーや冷たいタオルでも体を冷やす効果があります。

### 部屋の中なら大丈夫？

- × 部屋の中では熱中症対策をしていない
- × 夜は特に注意していない

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。

すだれやカーテンで直射日光を遮る、換気をして屋外の涼しい空気を入れる、必要に応じエアコンなどを使用するなど、部屋に熱がこもらないように常に心がけましょう。



お問い合わせ 住民課 保健衛生係 0746-62-0911 (直通)





## 国保だより

### 医療費が高額になったとき（高額療養費）

- ・ひと月の医療費が高額になったとき、申請すると**自己負担限度額を超えた分**が「高額療養費」としてあとから払い戻されます。  
※対象となる人には、受診の2～3か月後に役場から申請用紙を添えて文書で案内します。
- ・あらかじめ「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けている人は、受診時にその証を病院などへ提示することにより、**支払いが自己負担限度額までとなります**。  
※入院時の食事費や居住費など保険外の代金は、払い戻しの対象外です。

70歳未満の場合		自己負担限度額(月額)	
所得区分		3回目まで	4回目～
ア	所得 901万円超	252,600円	140,100円 ・医療費(10割)が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
イ	所得 600万円超～901万円	167,400円	93,000円 ・医療費(10割)が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
ウ	所得 210万円超～600万円	80,100円	44,400円 ・医療費(10割)が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
エ	所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の場合		自己負担限度額(月額)	
所得区分		3回目まで	4回目～
現役並みⅢ	所得 690万円以上	252,600円	140,100円 医療費(10割)が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
現役並みⅡ	所得 380万円以上	167,400円	93,000円 医療費(10割)が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
現役並みⅠ	所得 145万円以上	80,100円	44,400円 医療費(10割)が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
			3回目まで
			4回目～
一般	所得 145万円未満	18,000円	57,600円
低Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低Ⅰ	住民税非課税 (控除後所得0円)	8,000円	15,000円

今月は、国保税第**3**期の納期です。

納期限は**9月1日**ですので、納期限内に忘れず納めましょう！

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746(62)0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746(62)0911



## 知っていますか？国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「**全額免除**」または「**一部免除**」する制度があります。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

**全額免除…保険料の全額を免除**

**一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）**

### ●免除が承認された場合の免除額と保険料

【令和元年度の月額保険料】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,410円	12,310円	8,210円	4,100円
保険料	0円	4,100円※	8,210円※	12,310円※

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

## 免除を受けるための条件を確認してください

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得\*が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例：平成30年7月～令和元年6月の保険料は平成29年中の所得で、審査を行います。

## 申請をしてください

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予\*申請書」（申請書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります）を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくはお近くの年金事務所にご提出ください。（郵送も可能です）。

※納付猶予…50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度のことです。

## 申請できる期間を確認してください

免除の申請は、過去2年（申請月の2年1か月前の月分）までさかのぼって申請することができます。例えば、平成30年7月に申請する場合は、平成28年6月までさかのぼって申請できます。

お問い合わせ——▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531  
▶住民課（国民年金窓口） ☎0746 (62) 0900



# 人のうごき

(敬称略)

## おくやみ

當仲美代子 86歳 7月 3日(桑 畑)  
富田 猛 80歳 7月27日(玉垣内)



ちば ゆうせい  
千葉 悠惺ちゃん(大野)  
8月17日生まれ(満1歳)  
いつも元気な悠惺。  
イタズラもほどほどにね  
父…和孝 母…亜里砂



とおり  
孫入 桐莉ちゃん(玉垣内)  
7月19日生まれ(満3歳)  
すくすく大きくなってね!!  
父…陽平 母…ゆい

お誕生日おめでとう!



## 今月の「とつかわテレビ」

8月の番組

### ○シルバー運動会

6月26日、湯之原の体育文化センターで「第34回シルバー運動会」が行われ、55人が参加し輪投げやカローリング、ボウリングを楽しみました。運動会の最後には、十津川音頭を踊り、皆さん心も身体もリフレッシュされていました。



### ○山野草展示会

6月30日、湯之原の体育文化センターで「第18回山野草展示会」が行われました。約200点の山野草が展示され、雨にもかかわらず、村内外から104人の来場で賑わいました。十津川の自然を身近に感じることができる展示会となりました。



第21回 日の郷 十津川村の夏祭り

# ふれあい物語

令和元年 8/17(土)

午後4時30分から  
場所:湯の原多目的広場  
十津川村学芸館9F  
(雨天:湯の原市民センター)

プログラム

- 15:00 開場
- 16:30 オープニング
- 16:35 池上真由美 歌披露
- 16:45
- 17:30 香西かおりコンサート
- 18:30
- 18:45 恒例!もちまき
- 19:00 盆踊り大会
- 20:45
- 21:00 花火(雨天決行)
- 21:30 終了予定

香西かおり  
コンサート  
17:30~18:30  
入場無料

## 各月第3水曜日に開催! 五條市の北本弁護士による 無料法律相談

時 各月第3水曜日 14時~17時  
所 役場第1会議室  
(場所が変更される場合があります)  
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)  
問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで  
☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)  
の開催になります。

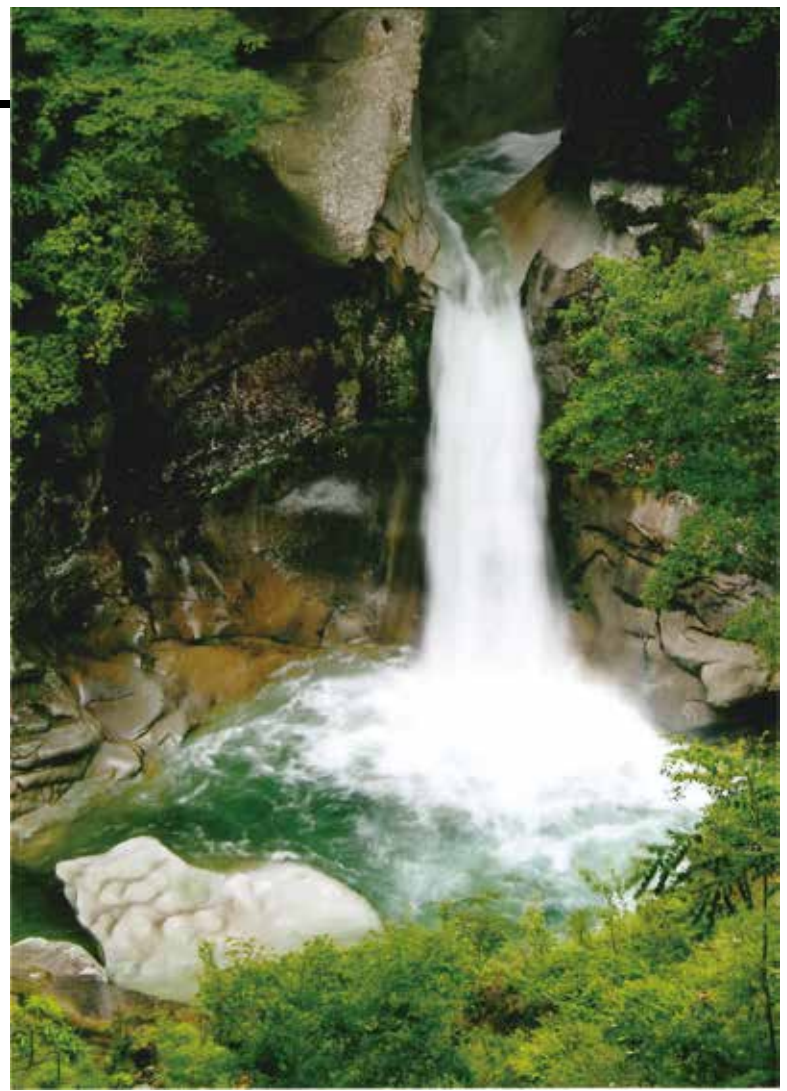
## 来月のとつかわテレビ

来月は、「つり橋まつり(揺れ太鼓)」と  
「山っ子クラブ」の予定です。お楽しみに♪

# 集落の絶景

不動滝(大字内原)

写真:佐古 金二郎さん(大字小原)



## 診療所からお知らせ

閩小原診療所 ☎ 0746(63)0040

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
8月24日(土)	第4週
8月31日(土)	第5週
9月14日(土)	第2週



## 整形外科診療日

受付 / 小原 8:30 ~ 11:15・上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
9月5日(木)午前	小原診療所
9月5日(木)午後	上野地診療所
9月19日(木)午前	小原診療所
10月3日(木)午前	小原診療所
10月3日(木)午後	上野地診療所

## 出張診療

診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:30  
玉垣内 14:00 ~ 15:30 受付は15時まで

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	8/29(木)	9/10(火)	9/24(火)
東中公民館	8/22(木)	9/26(木)	
玉垣内集会所	8/20(火)	9/3(火)	9/17(火)

## てんいち先生



## 村文化祭 参加者募集



団体・個人を問わず、文化祭の参加者を募集しています。

**【文化祭開催日】**  
 展示: 11月1日(金)~3日(日)  
 舞台: 11月3日(日)  
 バザー: 11月3日(日)

**【募集項目】**  
 舞台、展示、バザー  
**時** 締切 8月23日(金)まで  
**問** 教育課 ☎62-0003



●人口 3,268人(-1人)  
 男性 1,652人(+1人)  
 女性 1,616人(-2人)  
 ●世帯数 1,773世帯(+2世帯)  
 【令和元年8月1日現在 ( )は前月比】

使い切らない空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

